

保険料の計算方法について

令和8年4月より子ども・子育て支援金制度が導入されることに伴い、これまで保険料に円未満の端数が生じてこなかった事業所においても、新たに端数が生じる場合があります。保険料の計算方法は以下のとおりとなっております。

1. 事業所の保険料額の計算方法（合計額）

被保険者ごとの標準報酬月額に、保険料率を乗じて得た額を合計します。

ただし、その合計額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てします（被保険者ごとに端数処理は行いません）。

2. 被保険者の給与から保険料を控除する方法（被保険者負担分）

控除する金額は、その被保険者の標準報酬月額に保険料率を乗じた額の半額となります（折半）。

⇒控除する金額=その被保険者の標準報酬月額×保険料率÷2

折半した額に1円未満の端数が生じるときは、端数処理を行います。

具体的な端数処理の方法は、下記（1）・（2）を参照してください。

端数処理の方法

（1）事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合

控除額の計算において、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

例) 12,345.50円⇒12,345円を控除します。

12,345.51円⇒12,346円を控除します。

（2）被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合

被保険者が事業主に現金で支払う額の計算において、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

例) 12,345.49円⇒12,345円を被保険者が事業主へ払います。

12,345.50円⇒12,346円を被保険者が事業主へ払います。

（注）上記（1）・（2）にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

3. 事業主負担分の計算方法

事業主負担分は、「納入告知額」から「全ての被保険者の上記2で算出した保険料額の合計額」を差し引いた金額となります。

本来、事業主が負担すべき金額は、被保険者の標準報酬月額に保険料率を乗じた額の半額となります。ただし、被保険者の給与から保険料を控除する際に端数処理を行いますので、事業主負担分と被保険者負担分は、必ずしも一致するとは限りません。

4. 例（上記をまとめた表）

- ・保険料率合計 92.3%の場合（健康保険料率（90.0%）+子ども・子育て支援金率（2.3%））

給与から被保険者負担分保険料を控除する場合は、折半した額の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて被保険者より控除します。（事業主との特約がない場合）

	標準報酬月額	健康保険料+子ども・子育て支援金額	健康保険料+子ども・子育て支援金額の半額	被保険者負担額（被保険者毎に端数処理）	事業主負担額
Aさん	126千円	11,629.8円	5,814.9円	5,815円	
Bさん	440千円	40,612円	20,306円	20,306円	
Cさん	830千円	76,609円	38,304.5円	38,304円	
合計	1,396千円	128,850.8円	64,425.4円	64,425円	64,425円
健保組合からの納入告知額		128,850円 (合計を端数処理)			

合計金額の端数を切り捨てし、事業所へお知らせします。

納入告知額から被保険者負担合計を差し引いた金額となります。
※端数処理の関係があり、必ずしも半額にはならない場合があります。

$$128,850円 - 64,425円 = 64,425円 \cdots \text{事業主負担分}$$